

限度額認定証の郵送による申請のご案内について

新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、当面の間、郵送による限度額認定証の申請を受付することといたします。（従来通り市民課又は白里出張所の窓口での申請もできます）

郵送申請をご希望の場合には、下記注意事項をご確認のうえ、下記送付先まで申請してください。

郵送申請をご希望の方

送付書類

1. 別添申請書（太枠内のみご記入ください）
2. 本人確認ができる免許証等の写し
3. 返信用封筒及び切手

限度額認定証とは

医療機関に「限度額適用認定証」を提示することにより、入院および外来における保険適用医療費の窓口での支払いが自己負担限度額までになります（自己負担限度額は所得区分によって異なります）。

- ・自己負担限度額は世帯の所得区分によって異なります。
- ・自己負担限度額の適用計算は、医療機関ごと、診療月ごとに異なります。
- ・70歳以上の高齢受給者証をお持ちの方は、課税所得145万円以上690万円未満の方及び住民税非課税世帯の方が、限度額適用認定証の交付対象になります。

なお、国民健康保険税に滞納がある世帯や、収入未申告世帯には交付できません。

（送付先）

〒299-3292

千葉県大網白里市大網115-2

大網白里市役所 市民課 国保班